



「あなたの生き方を、  
夢や希望を応援します!」

NPO法人縁は、病気や障がいを持つ人々に対して、看護及び在宅生活に関する事業を行い、誰もが安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会の形成を目指しています。

### 当事業所について

相談支援事業所 結(ゆい)は、特定相談支援事業として釧路市の指定を受け、令和元年11月15日に開所した計画相談のための事業所です。障害福祉サービス等利用計画をお手伝いします。

□管理者 八木沢 亘  
(北海道行動援護従事者養成研修修了)  
(精神障害関係従事者養成研修修了)

□営業時間 月曜日～金曜日  
午前9:00～午後5:00

□休業日 祝日、年末年始(12/30～1/3)



お気軽にご相談ください!

〈相談支援事業所 結〉

〒085-0032

釧路市新栄町12番15号 理興ビル2階

TEL: 080-2867-5712

FAX: 0154-65-6120

Mail: soudan-yui@vesta.ocn.ne.jp

HP: <https://houkanen.hp.gogo.jp/>



(NPO法人 縁のホームページです。  
相談支援事業所 結のページをご覧ください)

NPO法人 縁

相談支援事業所

結 ゆい

人と人、地域を豊かに結びます



## 《 相談支援専門員とは… 》

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある方の全般的な相談支援を行う専門職です。都道府県が実施する専門研修を受けており、サービス等利用計画を作成するほか、さまざまな相談に対応いたします。

## 《 主な業務内容 》

- ◇ サービス等利用計画（ケアプラン）の作成
- ◇ サービス事業所や関係機関との連絡・調整
- ◇ 定期的にサービスの利用状況の確認や計画書の見直し（モニタリング）

## 《 サービス等利用計画とは… 》

障害福祉サービスを利用する場合に必要な計画書で、ご本人の解決すべき課題やその支援方法、利用するサービス内容・頻度などが記載されています。ご本人の希望する生活の実現、目標達成に向けて、相談支援専門員がご本人の意見をもとに作成します。

「こういうとき、どうしたら…」  
そんなお悩みありませんか？



ヘルパーを利用したい

外出のとき  
支援してほしい

一人暮らしがしてみたい

グループホームを  
利用したい



作業所などで働きたい

レクや創作活動に  
参加したい



相談支援事業所 結では、ご利用者のお話しに傾聴し、必要なサービスを一緒に考え、ご利用者の意思決定を尊重し、サービス等利用計画を提案・作成いたします。

## 《ご利用案内》

- ◇ 対象者：主に精神の障害
- ◇ 実施地域：釧路市（阿寒・音別除く）
- ◇ 利用料：無料
- ◇ サービスの利用申請から利用開始まで

障害福祉サービスの利用申請  
※サービス等利用計画書の提出が求められます

相談支援事業所 結と契約  
サービス等利用計画書の作成を依頼

サービス等利用計画書を市へ提出  
※計画書を踏まえてサービス支給量などを決定

支給決定

決定内容に基づき、  
サービス等利用計画を作成

相談支援専門員・サービス事業者と  
計画書をもとに会議

サービス事業所と契約・利用開始